

大阪市港区告示第 8 7 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり、行旅死亡人の状況等を告示する。

令和 6 年 5 月 1 日

大阪市港区長 山口 照美

本 籍	不詳
住 所	不詳
氏 名	不詳
年 齡 ・ 性 別	4 0 ～ 6 0 歳くらい 男性
人 相 ・ 特 徴	身長 1 7 0 c m くらい、中肉、スキンヘッド
着 衣	黒色キャップ帽、赤色ジャンパー、青色チェックシャツ カーキ色長ズボン
遺 留 金 品	現金 9 6 1 円
発 見 日 時 ・ 場 所	令和 5 年 1 2 月 2 9 日 午前 1 時 3 6 分 大阪市港区市岡 3 丁目 4 － 9 小南製作所南側尻無川堤防上
死 亡 日 時 ・ 場 所	令和 5 年 1 2 月 2 9 日 午前 1 時 3 5 分
死 因	脳挫滅
処 置	
心当たりの方は、当区役所生活保護業務主管課まで申し出ください。	

（港区役所 保健福祉課）

（令和 6 年 5 月 1 日掲示済）